

労働安全衛生規則

(作業指揮者)

第 1 5 1 条の 4 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、当該作業の指揮者を定め、その者に前条第 1 項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない。